

岩倉市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (5年1月1日)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B / A	(参考) 3年度の人件費率
4年度	47,821人	17,704,846 千円	878,929 千円	3,499,077 千円	19.8%	18.1%

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費				(参考)一人当た り給与費 B / A	(参考)類似団体 平均一人当たり 給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
4年度	371人	1,254,864 千円	169,038 千円	487,714 千円	1,911,616 千円	5,153千円	5,743千円

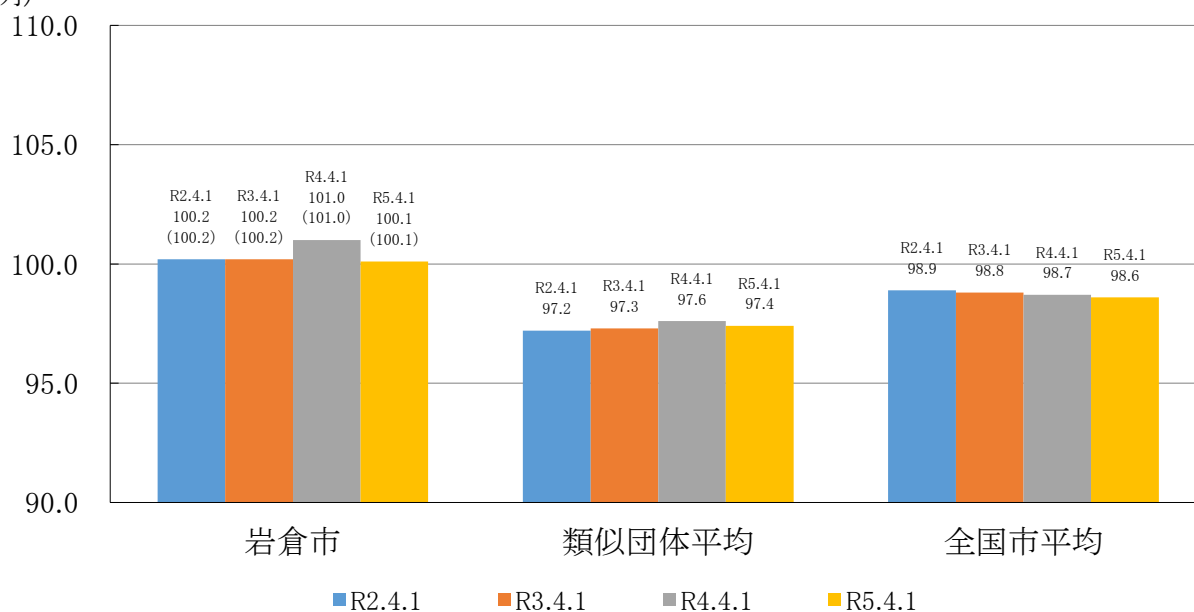
(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数については、令和4年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、再任用職員（短時間勤務）及び会計年度任用職員を含まない。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員及び再任用職員（短時間勤務）の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況

(例)



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。

2 () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。

(補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給率) / (1+国の指定基準に基づく地域手当支給率)により算出。)

3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

※ 令和5年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

(③の理由)

本市では、50歳から60歳までの職員数が他の年代と比較して少ないことなどにより、職員の平均年齢が低い傾向にある(一般行政職平均年齢、国42.4歳、愛知県41.4歳、類似団体42.2歳、岩倉市39.9歳)。そのために、管理職や統括主査に昇任する年齢も低く、勤続20年以上の職員の多くが管理職や統括主査となっていることから、その年代の職員の平均給料月額を押し上げている。また、国家公務員では高校卒や短大卒の職員が上位級に昇格することは多くないが、本市では優秀な職員は評価し、上位級に昇格させているため、高校卒や短大卒の職員に係るラスパイレス指数は高い水準となっており、全体の指数を押し上げている。さらに本市では国と異なる初任給(大学卒・高校卒：4号高、短大卒：2号高)となっていることなどから、ラスパイレス指数が高くなっている。

(改善の見込み)

ラスパイレス指数の上昇を抑える取組として、平成31年1月1日昇給において、行政職給料表(一)6級職員の昇給号数を1号、7級、8級職員の昇給号数を2号それぞれ抑制することにより将来にわたって効果のある給与の適正措置を実施した。また同様の取組として、令和5年1月1日の昇給にて行政職給料表(一)5級職員の昇給号数を2号、6級職員の昇給号数を4号、7級、8級職員の昇給号数を3号それぞれ抑制した。

さらに令和5年1月以降の昇格者のうち、5級または6級に昇格する職員は、国と比較して2号低い号級へ格付けることとし、ラスパイレス指数の適正化に努めている。

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

[**実施** 未実施]

実施内容(平均引下げ率、実施(実施予定)時期、経過措置の有無等具体的な内容(未実施の場合には、その理由))

平成27年4月1日から平均1.6%引下げ実施。

平成30年3月31日まで経過措置(現給保障)を実施。

②地域手当の見直し

実施内容（国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合）

（支給割合）国基準6%に対し、岩倉市においても6%を支給。

（実施時期）平成27年4月1日より実施。段階的に支給割合を引上げることとし、平成27年4月1日時点は4%、給与改定後は平成27年4月に遡及し5%、平成28年4月1日から6%を支給。

（参考）

	各年度の支給割合										
	平成 26年度	平成27年度		平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
		4月1 日時点	遡及 改定 後								
国基準に よる支給 割合	3%	4%	5%	6%	6%	6%	6%	6%	6%	6%	6%
岩倉市の 支給割合	3%	4%	5%	6%	6%	6%	6%	6%	6%	6%	6%

③その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施。（平成27年4月1日実施）

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和5年4月1日現在）

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
岩倉市	39.9歳	307,136円	393,239円	355,488円
愛知県	41.4歳	320,829円	424,536円	373,578円
国	42.4歳	322,487円	—	404,015円
類似団体	42.2歳	311,813円	374,912円	338,973円

② 技能労務職

区分	公務員					民間			参考 A/B	
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)		
岩倉市	50.5歳	23人	325,152円	361,205円	356,333円	—	—	—	—	
うち清掃職員	52.5歳	8人	336,813円	375,479円	370,116円	廃棄物処理業 (男女)	47.3歳	310,800円	1.21	
うち調理員	49.4歳	15人	318,933円	353,592円	348,981円	調理士 (男女)	42.3歳	277,200円	1.28	
愛知県	52.3歳	175人	298,361円	356,839円	334,665円	—	—	—	—	
国	51.2歳	1,941人	286,942円	—	329,178円	—	—	—	—	
類似団体	52.7歳	11人	303,208円	326,229円	315,108円	—	—	—	—	
区分	参考									
	年収ベース (試算値) の比較									
		公務員 (C)	民間 (D)	C/D						
	岩倉市	—	—	—						
うち清掃職員	6,097,801円	4,321,100円	1.41							
うち調理員	5,737,078円	3,697,200円	1.55							

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している（令和2年度～令和4年度の3ヵ年平均）。

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員 (C)」及び「民間 (D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

- (注) 1 「平均給料月額」とは、令和5年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。
- 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。また、「平均給与月額 (国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース (時間外勤務手当等を除いたもの) で算出している。

(2) 職員の初任給の状況 (令和5年4月1日現在)

区 分	岩 倉 市	愛 知 県	国	
一般行政職	大 学 卒	191,700円	196,300円	185,200円
	短 大 卒	169,800円	—	—
	高 校 卒	158,900円	162,700円	154,600円
技能労務職	高 校 卒	179,700円	151,200円	—

(注) 技能労務職については職務によって異なるため、平均額を記載している。

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（令和5年4月1日現在）

区 分		経験年数10年 以上15年未満	経験年数20年 以上25年未満	経験年数25年 以上30年未満	経験年数30年 以上35年未満
一般行政職	大学卒	268,998円	373,781円	410,761円	439,183円
	高校卒	—	—	X	—
技能労務職	高校卒	—	—	339,740	—
	中学卒	—	—	—	—

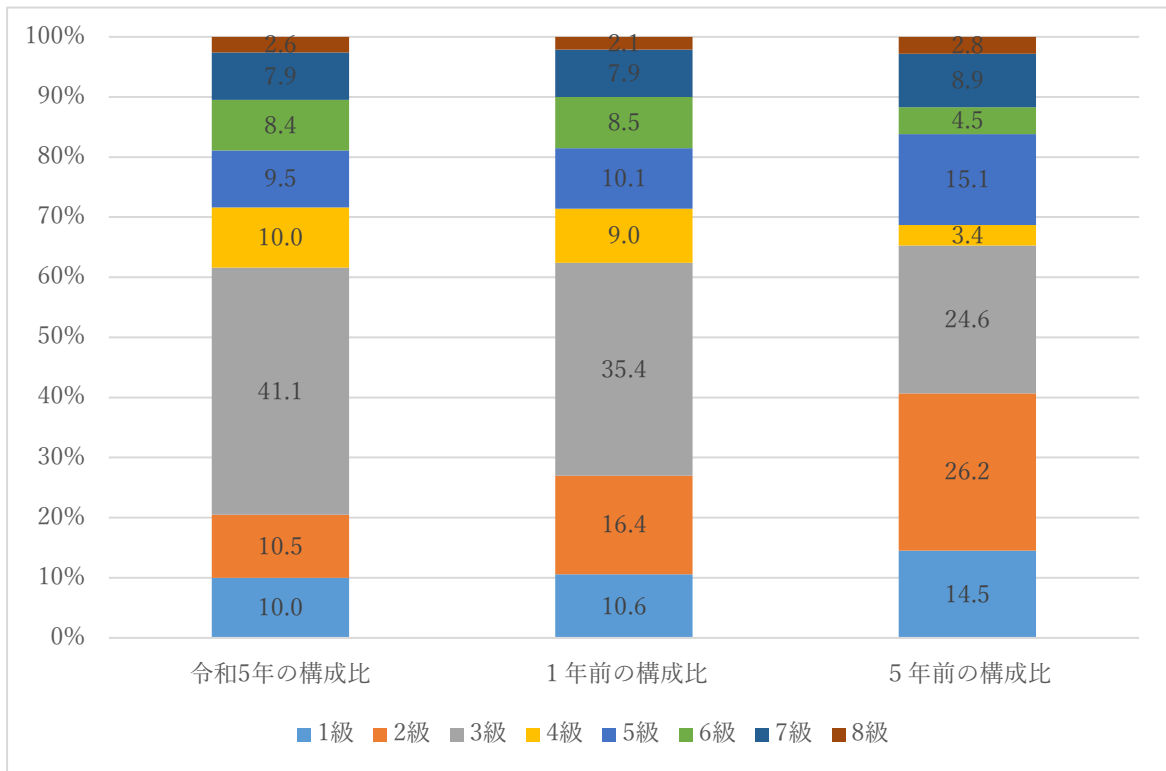
（注）個人が特定される項目については公表しません。（3人以下の項目はXと記載しています。）

3 一般行政職の級別職員数等の状況

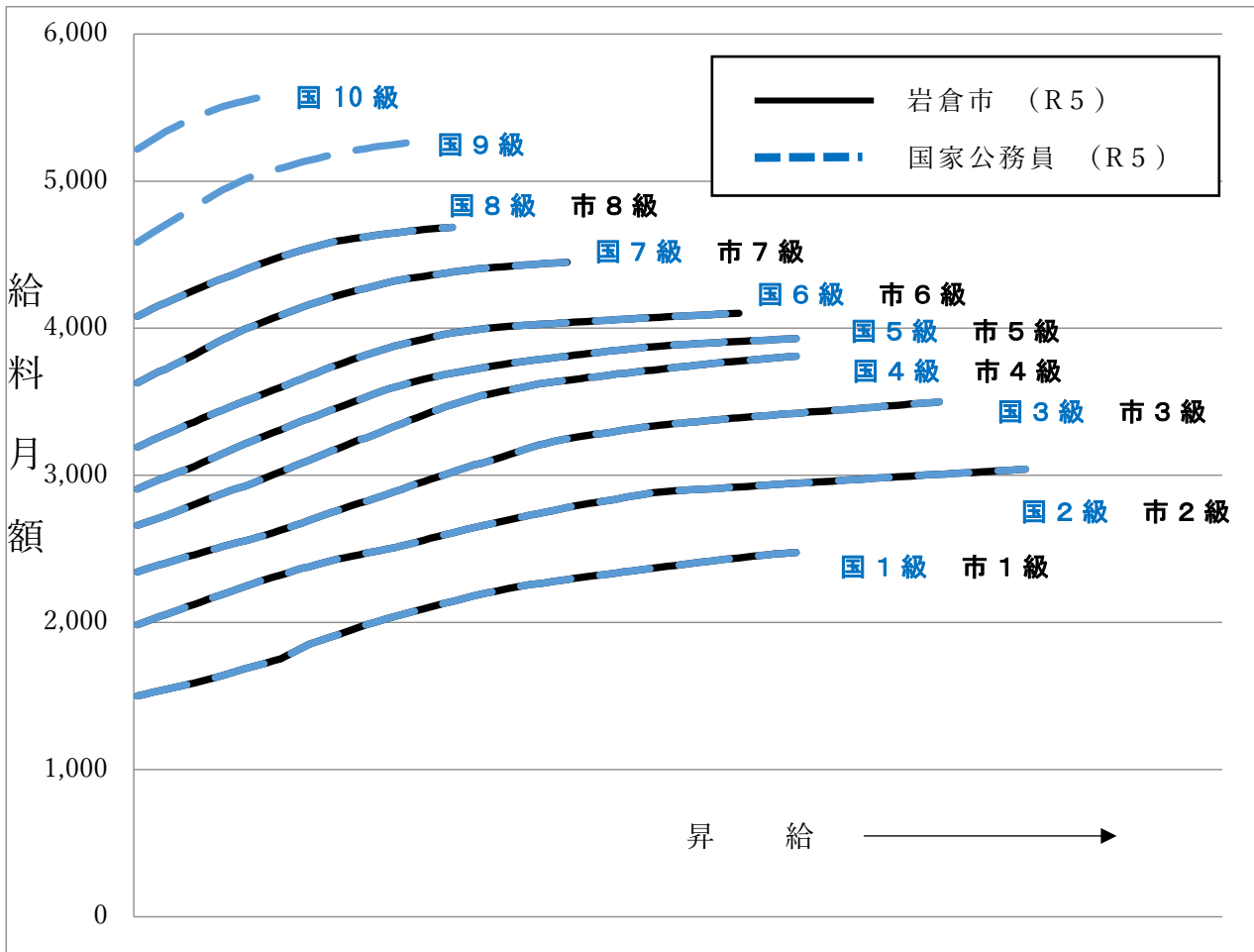
(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和5年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	定型的な業務を行う職務	19人	10.0%	150,100円	247,600円
2級	高度な知識又は経験を必要とする業務を行う職務	20人	10.5%	198,500円	304,200円
3級	主任の職務	78人	41.1%	234,400円	350,000円
4級	主査の職務	19人	10.0%	266,000円	381,000円
5級	統括主査の職務	18人	9.5%	290,700円	393,000円
6級	主幹の職務	16人	8.4%	319,200円	410,200円
7級	課長及び専門員の職務	15人	7.9%	362,900円	444,900円
8級	部長及び専門監の職務	5人	2.6%	408,100円	468,600円

- （注） 1 岩倉市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和5年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（岩倉市）

令和5年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分	○		○	
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）		○		○
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

岩 倉 市	愛 知 県	国
1人当たり平均支給額(4年度) 1,433千円	1人当たり平均支給額(4年度) 1,738千円	—
(4年度支給割合) 期末手当 2.40月分 勤勉手当 2.00月分 (1.35月分) (0.95月分)	(4年度支給割合) 期末手当 2.40月分 勤勉手当 2.00月分 (1.35月分) (0.95月分)	(4年度支給割合) 期末手当 2.40月分 勤勉手当 2.00月分 (1.35月分) (0.95月分)
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 3～20% ・管理職加算 4～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）（岩倉市）

令和5年度中における運用		管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している		○		○	
活用している成績率		支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率		○	○	○	○
上位、標準の成績率					
標準、下位の成績率					
標準の成績率のみ（一律）					
ロ. 人事評価を活用していない					
活用予定時期					

(2) 退職手当（令和5年4月1日現在）

岩 倉 市			国		
（支給率）	自己都合	応募認定・定年	（支給率）	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分	最高限度額	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置		2～15%加算	定年前早期退職特例措置		2～45%加算
1人当たり平均支給額 普通		524千円			
応募認定・定年		25,557千円			

（注） 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和4年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当（令和5年4月1日現在）

支給実績（4年度決算）		83,608千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（4年度決算）		217,729円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
全地域	6%	384人	6%

(4) 特殊勤務手当（令和5年4月1日現在）

支給実績（4年度決算）		5,524千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（4年度決算）		48,459円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（4年度）		28,15%		
手当の種類（手当数）		8		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 （4年度決算）	左記職員に対する支給 単価
税務手当	税務職	庁外で行う市税の調査賦課並びに市税及び税外収入の滞納整理又は滞納処分に関する業務	62千円	日額200円
防疫作業手当	全職種	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に定める感染症のうち、一類感染症及び二類感染症の病原体の付着した物件又は付着の危険がある物件の処理作業	0円	1回350円
		新型コロナウイルス感染症から市民等の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業	0円	日額3,000円
		新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑いのある者の身体に接触して又はこれらの者に長時間にわたり接して行う作業	1,536千円	日額4,000円
行旅病死人等取扱手当	一般行政職	行旅病人収容作業	0円	1回600円
		行旅死亡人等処理作業	0円	1回2,000円
福祉手当	一般行政職	社会福祉法第15条第1項第2号に掲げる職員で同条第4項に規定する現業業務	198千円	日額150円
自動車運転手当	技能労務職	臨時にごみ運搬車を運転する業務	0円	日額200円
防災手当	全職種	風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において行う業務	24千円	1回300円
消防手当	消防職	消防吏員で消防救急等に関する業務（火災）	98千円	1回400円
		消防吏員で消防救急等に関する業務（救急又は救助）	1,673千円	1回400円
夜間特殊業務手当	消防職	消防吏員のうち交替制勤務の職員が深夜において正規の勤務として行う業務	1,933千円	1回440円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（4年度決算）	75,030千円
職員1人当たり平均支給年額（4年度）	253千円
支給実績（3年度決算）	65,770千円
職員1人当たり平均支給年額（3年度）	243千円

（注） 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（4年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む

(6) その他の手当 (令和5年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (4年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (4年度決算)
扶 養 手 当	子 10,000円 子以外の扶養親族(行(一)8級職員以外) 6,500円 子以外の扶養親族(行(一)8級職員) 3,500円 満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子1人につき 5,000円加算	同じ	無	40,642円	252,437円
住 居 手 当	借 間 ・ 借 家 家賃等金額16,000円以下 不支給 家賃等金額16,000円超~27,000円 家賃等金額-16,000円(百円未満切り捨て) 家賃等金額27,000円超~61,000円 (家賃等金額-27,000円)÷2+11,000円 (百円未満切り捨て) 家賃等金額61,000円超~ 28,000円	同じ	無	27,891千円	276,150円
通 勤 手 当	1 交通機関等利用者 運賃等の額 55,000円以下 実額 55,000円超 55,000円	同じ	無	23,983千円	89,155円
	2 交通用具利用者 通勤距離片道 2 km未満 不支給 2 km以上 5 km未満 2,000円 5 km以上 10 km未満 4,200円 10 km以上 15 km未満 7,100円 15 km以上 20 km未満 10,000円 20 km以上 25 km未満 12,900円 25 km以上 30 km未満 15,800円 30 km以上 35 km未満 18,700円 35 km以上 40 km未満 21,600円 40 km以上 45 km未満 24,400円 45 km以上 50 km未満 26,200円 50 km以上 55 km未満 28,000円 55 km以上 60 km未満 29,800円 60 km以上 31,600円	同じ	無		
	3 交通機関と交通用具の利用者 上記1、2の合計額(最高55,000円)	同じ	無		
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に対する手当 部長職 77,000円 課長職 60,000円 主幹職 48,000円	異なる		34,465千円	574,417円
管理職員特別勤務手当	1公職選挙法の適用を受ける選挙に関する事務及び災害による非常配備又は災害救助活動に従事した職員に支給される手当 部長職 10,000円 課長職 8,000円 主幹職 6,000円 2事務が3時間未満の場合 上記1の金額の100分の50 3事務が6時間を越える場合 上記1の金額の100分の150	同じ	無	604千円	24,160円
休日勤務手当	休日等における正規の勤務時間中に勤務をした職員に支給される手当 $(\text{給料月額} + \text{地域手当} + \text{月額特勤手当}) \times 12$ $(\text{一週間の勤務時間} \times 52) - (7.75\text{h} \times \text{祝日等日数}) \times 100\text{分の}135$	異なる	$((\text{給料月額} \times 1.06) \times 12) \div (\text{一週間の勤務時間} \times 52) \times 100\text{分の}135$	0円	0円

手 当 名	内容及び支給単価	国 の 制 度 と の 異 同	国 の 制 度 と 異 なる 内 容	支 給 実 績 (4年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (4年度決算)
夜間勤務手当	正規の勤務時間として深夜に勤務をした職員に支給される手当 (給料月額+地域手当+月額特勤手当)×12 (一週間の勤務時間×52)-(7.75h×祝日等日数) ×100分の25	異なる	((給料月額×1.06)×12) ÷(一週間の勤務時間×52) ×100分の25	3,799千円	94,973円
宿日直手当	宿日直勤務を命ぜられた職員に支給される手当 1回 4,200円	同じ	無	0円	0円

5 特別職の報酬等の状況（令和5年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等		
給 料	市 長	989,000 円	(参考) 類似団体における最高/最低額	
	副市長		816,000 円	989,000円 / 597,800 円 816,000円 / 522,400 円
報 酬	議 長	512,000 円	580,000円 / 332,000 円	
	副議長	462,000 円	510,000円 / 290,000 円	
	議 員	431,000 円	480,000円 / 260,000 円	
期 末 手 当	市 長	(4年度支給割合)		
	副市長	3.30月分		
退 職 手 当	議 長	(4年度支給割合)		
	副議長 議 員	3.30月分		
退 職 手 当	市 長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	副市長	989,000×48×0.392 816,000×48×0.235	18,609,024円 9,204,480円	任期毎 任期毎

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

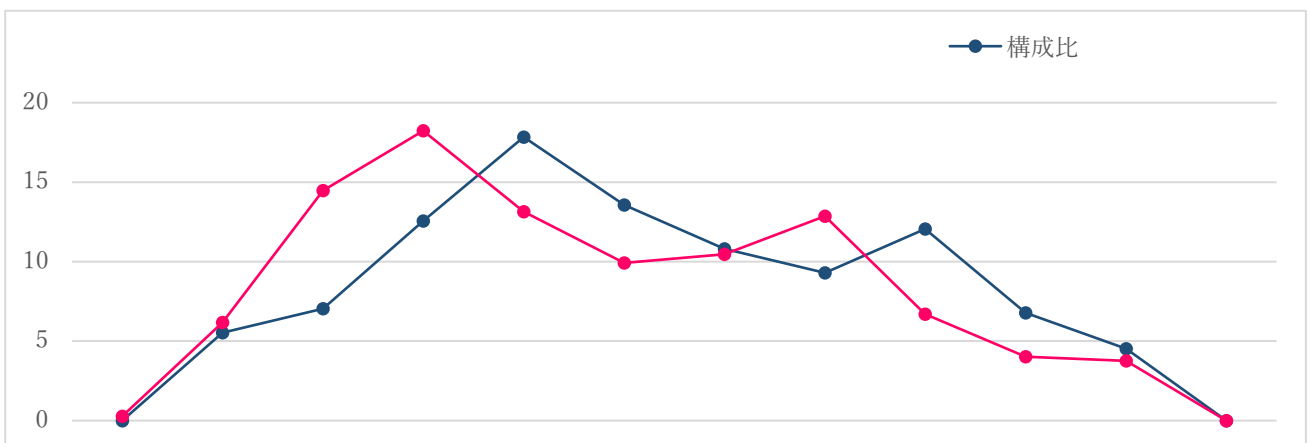
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部 門		区 分	職 員 数		対 前 年 数 増 減	主 な 増 減 理 由
			令 和 4 年	令 和 5 年		
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会	4	4	0	人 員 配 置 や 業 務 の 見 直 し に 伴 う 増 減
		総 務	60	60	0	
		税 務	18	18	0	
		民 生	128	132	4	
		衛 生	38	40	2	
農 林 水 産		6	6	0		
商 工 土 木	5	5	0			
	計	287	290	△ 3		
	教 育 部 門	24	24	0	< 参 考 > 人 口 1 万 人 当 たり 職 員 数 60.72 人 (類 似 団 体 の 人 口 1 万 人 当 たり の 職 員 数 72.92 人)	
	消 防 部 門	55	57	2	人 員 配 置 や 業 務 の 見 直 し に 伴 う 増	
	小 計	366	371	5	< 参 考 > 人 口 1 万 人 当 たり 職 員 数 77.68 人 (類 似 団 体 の 人 口 1 万 人 当 たり の 職 員 数 90.92 人)	
公 営 企 業 計 等 部 門	水 道 部 門	水 道	7	7	0	人 員 配 置 や 業 務 の 見 直 し に 伴 う 増
		水 道	6	6	0	
		そ の 他	13	14	1	
	小 計	26	27	1		
合 計			392	398	6	< 参 考 > 人 口 1 万 人 当 たり 職 員 数 83.33 人
			[426]	[437]	[11]	

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況 (令和5年4月1日現在)



区 分	20歳 未 満	20歳 ～ 23歳	24歳 ～ 27歳	28歳 ～ 31歳	32歳 ～ 35歳	36歳 ～ 39歳	40歳 ～ 43歳	44歳 ～ 47歳	48歳 ～ 51歳	52歳 ～ 55歳	56歳 ～ 59歳	60歳 以 上	計
職 員 数	0人	22人	28人	50人	71人	54人	43人	37人	48人	27人	18人	0人	398人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別 \ 年度	30年	31年	2年	3年	4年	5年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	278	278	276	279	287	290	12 (4.3%)
教育	22	22	23	24	24	24	2 (9.1%)
消防	53	55	54	55	55	57	4 (7.5%)
普通会計計	353	355	353	358	366	371	18 (5.1%)
公営企業等会計計	20	25	25	25	26	27	7 (35.0%)
総合計	373	380	378	383	392	398	25 (6.7%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 3年度の総費用に占 める職員給与費比率
4年度	662,906千円	100,546千円	26,589千円	4.0%	4.1%

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)市町村平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
4年度	7人	29,251千円	6,788千円	6,881千円	42,920千円	6,131千円	6,018千円

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数については、令和5年3月31日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))を含み、会計年度任用職員を含まない。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

イ 特記事項

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況(令和5年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
岩倉市	42.9歳	334,008円	502,106円
団体平均	45.7歳	335,310円	500,619円

(注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

2 平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出している。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

岩 倉 市			国	
1人当たり平均支給額（4年度）			—	
1,518 千円				
（4年度支給割合）			（4年度支給割合）	
期末手当	勤勉手当		期末手当	勤勉手当
2.40月分	2.00月分		2.40月分	2.00月分
（1.35月分）	（0.95月分）		（1.35月分）	（0.95月分）
（加算措置の状況）			（加算措置の状況）	
職制上の段階、職務の級等による加算措置			職制上の段階、職務の級等による加算措置	
・役職加算	5～20%		・役職加算	5～20%
			・管理職加算	10～25%

（注）（ ）内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（令和5年4月1日現在）

岩 倉 市			国		
（支給率）	自己都合	応募認定・定年	（支給率）	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分	最高限度額	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置			定年前早期退職特例措置		
2～15%加算			2～45%加算		

ウ 地域手当（令和5年4月1日現在）

支給実績（4年度決算）			1,618千円
支給職員1人当たり平均支給年額（4年度決算）			231,112円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）
全地域	6%	7人	6%

エ 特殊勤務手当（令和5年4月1日現在）

支給実績（4年度決算）		0円		
支給職員1人当たり平均支給年額（4年度決算）		0円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（4年度）		0%		
手当の種類（手当数）		2		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績（4年度決算）	左記職員に対する支給単価
危険手当	全職種	塩素滅菌作業並びに医薬用外毒物、劇物及び高圧電気の取扱いに関する業務	0円	日額200円
徴収手当	全職種	水道料金等の徴収に関する業務	0円	日額200円

オ 時間外勤務手当

支給実績 (4年度決算)	207千円
職員1人当たり平均支給年額 (4年度決算)	41千円
支給実績 (3年度決算)	254千円
職員1人当たり平均支給年額 (3年度決算)	51千円

(注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(4年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当 (令和5年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (4年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (4年度決算)
扶養手当	子 10,000円 子以外の扶養親族(行(一)8級職員以外) 6,500円 子以外の扶養親族(行(一)8級職員) 3,500円 満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子1人につき 5,000円加算	同じ	無	1,212千円	242,400円
住居手当	借間・借家 家賃等金額16,000円以下 不支給 家賃等金額16,000円超~27,000円 家賃等金額-16,000円(百円未満切り捨て)) 家賃等金額27,000円超~61,000円 (家賃等金額-27,000円)÷2+11,000円 (百円未満切り捨て)) 家賃等金額61,000円超~ 28,000円	同じ	無	336千円	336,000円
通勤手当	1 交通機関等利用者 運賃等の額 55,000円以下 実額 55,000円超 55,000円	同じ	無	334千円	55,587円
	2 交通用具利用者 通勤距離片道 2 km未満 不支給 2 km以上 5 km未満 2,000円 5 km以上 10 km未満 4,200円 10 km以上 15 km未満 7,100円 15 km以上 20 km未満 10,000円 20 km以上 25 km未満 12,900円 25 km以上 30 km未満 15,800円 30 km以上 35 km未満 18,700円 35 km以上 40 km未満 21,600円 40 km以上 45 km未満 24,400円 45 km以上 50 km未満 26,200円 50 km以上 55 km未満 28,000円 55 km以上 60 km未満 29,800円 60 km以上 31,600円	同じ	無		
	3 交通機関と交通用具の利用者 上記1、2の合計額(最高55,000円)	同じ	無		
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に対する手当 部長職 77,000円 課長職 60,000円 主幹職 48,000円	異なる		1,124千円	562,200円

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (4年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (4年度決算)
管理職員特別勤務手当	1公職選挙法の適用を受ける選挙に関する事務及び災害による非常配備又は災害救助活動に従事した職員に支給される手当 部長職 10,000円 課長職 8,000円 主幹職 6,000円 2事務が3時間未満の場合 上記1の金額の100分の50 3事務が6時間を越える場合 上記1の金額の100分の150	同じ	無	0円	0円
休日勤務手当	休日等における正規の勤務時間中に勤務をした職員に支給される手当 $(給料月額 + 地域手当 + 月額特勤手当) \times 1/2$ $(一週間の勤務時間 \times 52) - (7.75h \times 祝日等日数) \times 100分の135$	異なる	無	0円	0円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として深夜に勤務をした職員に支給される手当 $(給料月額 + 地域手当 + 月額特勤手当) \times 1/2$ $(一週間の勤務時間 \times 52) - (7.75h \times 祝日等日数) \times 100分の25$	異なる	無	0円	0円
宿日直手当	宿日直勤務を命ぜられた職員に支給される手当 1回 4,200円	同じ	無	0円	0円